

# 泉佐野市での新婚さんの新生活を応援します！

問合先 子育て支援課

市では、結婚新生活の門出を応援するため、新居の住居費・引越し費用の支援を行います。

**対象世帯** (次の全てに該当すること)

- 平成27年中(平成29年6月1日以降申請分は平成28年中)の夫婦の所得を合算した金額が340万円に満たないこと。(※1、※2)
- 平成29年3月1日～平成30年2月28日に婚姻届を提出し受理され、婚姻を継続していること。
- 平成29年1月1日～平成30年2月28日に結婚を機に市内にある住居を新たに購入・賃借し、その購入・賃借した住居の住所に転入(転居)届を提出し受理されていること。
- 法律(平成3年法律第77号)に規定されている暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 過去にこの制度による補助を受けたことがないこと。
- 市税を滞納していないこと。

※1: 婚姻を機に夫婦の双方または一方が離職した場合は、離職した者については所得なしとして、夫婦の所得を算出する。

※2: 貸与型奨学金の返済を現に行っている場合、所得証明をもとに算出した世帯の所得から貸与奨学金の年間返済額を控除した金額

**対象経費** (平成29年1月1日～平成30年2月28日に発生した経費)

- 住居費…物件の購入に要する経費、家賃、敷金、礼金、保証金、共益費、仲介手数料
- 引越し費用…引越し業者や運送業者に支払った実費

※夫婦の双方または一方が平成29年1月1日～平成30年2月28日に取得し、または賃借した泉佐野市内の住宅に現に居住し、その居住先が住民基本台帳に住所として記録されていること。

**補助額** 1世帯あたり24万円を上限

**申請期間** 平成30年2月28日(水)まで ※予算がなくなり次第受付を終了します。



オープンにあわせて、3月17日(金)にオープニングセレモニーが開催されました。



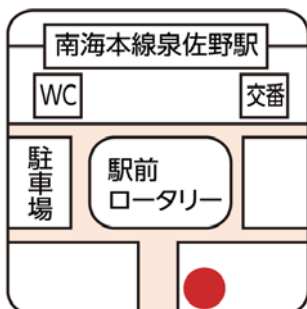
泉佐野市の特産品のほかに、本市が「特産品相互取扱協定」を締結している全国の自治体の特産品も展示販売しています。



## 【泉佐野まち処】

泉佐野市上町3丁目8-12  
(☎469-0724)

営業時間: 午後4時～11時  
(年中無休)



奥のスペースには体験コーナーがあり、手軽に着物体験ができます。(有料)着付けた着物姿で撮影したり、そのまま外へ出て自由に過ごせるプランもあります。



## 「泉佐野まち処」がオープンしました

問合先 まちの活性課 (☎469・3131)

泉佐野市では、増加の一途にあるインバウンド観光客に対するおもてなしと地域内観光消費額の向上を図るため、泉佐野駅山側商店街に、外国人対応観光案内および特産品協定締結自治体などの特産品アンテナショップ「泉佐野まち処」をオープンしました。

泉佐野市の観光案内所としては、「りんくうまち処」「閑空まち処」に続いて、3つめの「まち処」となります。宿泊施設が多い泉佐野駅前で、閑空を利用して海外から宿泊される外国人旅行者を中心とした案内サービスや特産品の販売、泉佐野市の魅力の発信を行うため、「泉佐野まち処」は午後4時～11時の時間帯に年中無休で営業されます。